

2020年2月

お客さま 各位

きのくに信用金庫

インターネットバンキングにかかる各種利用規定の改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てをいただき厚くお礼申し上げます。

当金庫は、2020年4月に施行される改正民法、ならびに2018年2月金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策にかんするガイドライン」を踏まえ各種利用規定の一部を下記のとおり2020年3月1日より改定いたします。

なお、改定後の各種利用規定は、すでにお取引をいただいているお客さまにも適用されますので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

記

1. しんきん法人インターネットバンキングサービス利用規定

(1) 2020年4月1日の民法改正を踏まえた改定（下線部変更）

第17条 規定の変更等

1. 本規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変化、その他、当金庫が相当の事由があると認められる場合、店頭表示、ホームページでの告知、その他の相当の方法で公表することにより、変更ができるものとします。
2. 第1項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、本規定の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。

(2) マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインを踏まえた改定（下線部変更）

第14条 解約等

- ①～⑦、⑨ ～（省略）～
- ⑧ 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合。
- ⑩ 本サービスがマネー・ローンダリングやテロ資金供与等に使用されているおそれがあると認められる場合。
- ⑪ 本サービスを継続する上で支障があると当金庫が判断した場合。

(3) その他の改定事項

①契約成立について（下線部追加）

第1条 しんきん法人インターネットバンキングの申込

8. 契約の成立

本サービスの利用に関するお客様と当金庫との間の契約（以下「本契約」といいます）は、当金庫所定の方法によるお客様の申込みに基づき、当金庫が申込みを適当と判断し、承諾した場合に成立するものとします。

②サービス利用口座の取り扱いについて（下線部追加）

第3条 取引の依頼

1. サービス利用口座の届出

(6)前各号に基づく届出または変更に係るサービス利用口座について、当金庫所定の方法によりお客様本人の口座に相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらにつき偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

③振込における制限および取り扱いについて（下線部追加・変更）

第4条 資金移動取引

1. 取引の内容

(1)本サービスによる取引の内容は、お客様からの端末による依頼に基づき、お客様の指定した日（以下「指定日」といいます）に、お客様の指定する本サービス利用口座（以下「支払指定口座」といいます）よりお客様の指定する金額を引落しのうえ、お客様の指定する当金庫本支店あるいは当金庫以外の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます）に振込依頼を発信し、または振替の処理を行う取引をいいます。日本国外の金融機関に開設された預金口座への振込はできません。

～（省略）～

2. 指定日

振込・振替依頼の発信は、原則としてお客様が指定された指定日に実施し、指定がない場合には、依頼の発信日（以下「依頼日」といいます）を指定日とします。なお、依頼日が指定日となる場合、当金庫は取引の依頼内容の確定時点で、即時に振込・振替を行いますが、入金指定口座が存在する金融機関によっては、当該金融機関所定の時限が過ぎている、または依頼日が金融機関窓口休業日にあたるなどの理由により、即時の振込・振替ができない場合があります。

④不正送金等の補償について（下線部追加）

第12条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等

5. 既に払戻し等を受けている場合の取り扱い

当金庫が不正な資金移動等の原資となった預金についてお客様に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項に基づく補償の請求には応じることができません。また、お客様が当該資金移動等を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

6. 当金庫が補償を行った場合の取り扱い

当金庫が第2項の規定に基づき補償を行った場合には、当該補償を行った金額の限度において、お客さまの預金払い戻し請求権は消滅し、また当金庫は、当該補償を行った金額の限度において、不正な資金移動等を行った者その他の第三者に対してお客様が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとしします。

⑤利用停止等について（下線部追加）

第13条 利用停止等

不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合等、当金庫がお客様に対する本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでも、お客様に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用停止等の措置を講じることができます。これにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。なお、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれ、または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると判断した場合も同様とします。

2. ワンタイムパスワードサービス利用追加規定（法人向け）

（1）2020年4月1日の民法改正を踏まえた改定（下線部変更）

第11条 規定の変更等

1. 本規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変化、その他、当金庫が相当の事由があると認められる場合、店頭表示、ホームページでの告知、その他の相当の方法で公表することにより、変更ができるものとしします。
2. 第1項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとしします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、本規定の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。